

午前9時59分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第8号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・松川章三君登壇）

総務文教委員会委員長（松川章三君） 総務文教委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分外17件につきまして、3月18日及び19日の両日にわたり委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その概要について御報告をいたします。

初めに、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分については、当委員会が所管する各課の説明を了としたところでありますが、政策推進課関係部分の「旧南小学校跡地整備に要する経費」では、当局説明に対し、これまで示されてきた南部地区の活性化に係る計画案のうち、教育委員会の移転計画については、市民の利便性をかんがみるとき、中心市街地を含む活性化計画案とは切り離すべきだとの関連質疑がなされ、当局より、今後、慎重に検討していくとの答弁がなされたものの、一部委員より、当該アドバイザー業務委託料については、反対である旨の意思表示がなされた次第であります。

次に、職員人件費に係る議第15号関係部分と、議第16号及び議第17号、並びに議第19号、議第20号、議第22号の各特別会計予算の以上6件につきましては、共済費に含まれる職員厚生会負担金部分について、附帯決議を付し可決といたしましたので、その概要について、以下御報告いたします。

本件については、これまでの議会における質疑に対し、抜本的な見直しを行うとの当局回答がなされてきたところでありますが、今回、条例に基づき約1,500万円の予算計上を行ったとの説明に対し委員より、理事会における予算案等の審議についてもいまだ経ておらず、改善が図られていないとの指摘がなされ、条例に基づく予算計上ではあるものの、当該負担金については審査を続行できないとの質疑の後、一たんこの審査を中断したところであります。

再開後、当局より、条例の改正を含め平成21年度中に見直しを図りたいとの説明がなされ、委員より、現下の厳しい社会情勢を踏まえ、職員の福利厚生のあるあり方についても真摯に取り組むべきであるとの観点から、附帯決議を付し採決することの動議が提出され、

- 1、職員厚生会事業については、議会で指摘のあった事項や手続きを含め適切に執行すること。

- 2、職員厚生会関係予算については、市と会員負担割合を含めた福利厚生事業の基本的考え方と方向を定める等、議会の今までの指摘を勘案した抜本的な見直しを行うこと。

- 3、上記の見直しを平成21年度中に行うこと。

以上3点の附帯決議を付し、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、最終的に議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分と、議第16号及び議第17号並びに議第19号、議第20号、議第22号の各特別会計予算関係部分については、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、給料表の一部を廃止するもので、現在課長補佐等が格付けされている6級のうち、78号給から92号給を廃止するもので、今回の改正により一般行政職の給料表については、国と同じとなるものである。また、現在みずから居住するために住宅を所有している職員に支給される住居手当の改訂等を行うものであるとの当局説明を受け、採

決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成者多数で原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

次に、議第32号別府市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者とし不在対象者に、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託される扶養義務者のいない児童を新たに加えるものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第33号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険事業特別会計の今年度の決算は、昨年4月の税率改正により平成13年度以来、7年ぶりに単年度収支において黒字となる見込みであるが、現行の税率のままでは、平成21年度において現在適用している低所得者を対象とする7割・5割・2割の軽減制度の適用条件を満たさなくなることが見込まれ、この適用条件を満たすように保険税率等の見直しを行おうとするものであり、今回の改正により大部分の世帯で税額が引き下げられることになる等の当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、議第18号平成21年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第25号別府市個人情報保護条例の一部改正について、議第26号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について関係部分、議第28号別府市税条例の一部改正について、議第29号別府市野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議第30号別府市立図書館設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第31号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第35号大所飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議第37号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について関係部分の以上9件については、当局の説明を了とし、それぞれ採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案18件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

観光経済委員会委員長（黒木愛一郎君） 観光経済委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分を初めとする委員会所管の議案について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要と結果について御報告をいたします。

初めに、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、観光まちづくり課関係部分については、緊急雇用対策に関する事業として、観光案内板等実態調査の実施、また観光客誘致受け入れに関する事業として、別府の食文化を情報発信するため、昨年の「とり天」に次ぎ「冷めん」をPRするための「冷めんマップ」の作成、11月ごろに開催予定の第18回全国ハーフサミットに関する経費等を主な事業として計上しているとの説明がなされました。

委員より、別府の生命線は観光であり、本当に誘客効果のあるイベントや施設整備とは何かを整理する必要がある。そのためには、今後も事業の見直しや検証が必要であり、観光まちづくり課が率先し、別府観光の今後あるべき姿を分析して、その結果を観光協会等に提示しながら事業運営をしていくべき等さまざまな意見・要望がなされました。

当局より、限られた財源の中ですが、今後もより多くの観光客が訪れるよう効果的なイ

ベント等の実施について検討していきたいとの答弁がなされ、これを了としたものであります。

次に、温泉課関係部分については、主な事業として、現在の海門寺温泉の北に隣接する民有地を取得したので、平成21年度は温泉建設工事に着手するための関連経費を予算計上しようとするものとの説明がなされました。

委員より、老朽化した市営温泉の整備方針及び各市営温泉の収支状況並びに海門寺温泉の設計仕様等について質疑がなされましたが、最終的に採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、商工課関係部分については、平成21年度の主要事業として、歳入に緊急雇用創出事業として関係課が実施する事業経費に伴う緊急雇用創出事業交付金を計上し、歳出では流川通りの街路灯が老朽化したことにより、中心市街地活性化事業の一環として、既設の街路灯を撤去し、新設する関連工事経費を昨年度に引き続き計上、また統一された商店街創出のため、商店の間口改良経費の一部を補助する、中心市街地7商店街を対象とした商店街間口改良事業費補助金を計上しているとの当局説明を了としたものであります。

そのほか文化国際課、農林水産課、農業委員会事務局関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、最終的に議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分につきましては、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号平成21年度別府市競輪事業特別会計予算関係部分については、平成21年度は、別府競輪開設59周年記念競輪の開催、及びことしで10周年を迎えるオランダ皇太子杯を準記念競輪と位置づけ開催を予定しており、そのほか通常開催分も含め、開催に伴う収入及び所要経費並びに一般会計への繰出金等を計上したものであるとの説明がなされました。

委員より、特別競輪等がもたらす別府市への収益についての質疑がなされ、当局から、これまでの収益の状況及び平成21年度の収益見込みについて答弁がなされました。また競輪開催の広告宣伝について、より効果的な手法を検討する旨の要望がなされましたが、最終的に採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号平成21年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算関係部分、及び議第26号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について関係部分、並びに議第36号別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての3議案は、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第37号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について関係部分は、この条例改正の背景として近年の全国的な地価水準の下落を受け、国土交通省においては道路施行令の一部を改正し、道路占用料の見直しを図ったことを受け、所管する湯都ピア浜脇に関連する電柱、電話ボックス等の使用料を減額しようとするものとの当局説明に対し、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、最終的に採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案6件に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 厚生消防委員会委員長。

（厚生消防委員会委員長・乙咩千代子君登壇）

厚生消防委員会委員長（乙咩千代子君） 去る3月10日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分外12件について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結

果について御報告いたします。

初めに、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず環境課部分については、当局より、本年6月よりレジ袋の無料配布中止の実施に伴い、レジ袋削減啓発運動の経費、またリサイクル情報センターにおけるごみ減量やリサイクルに関する情報提供を実施するための経費を計上したなどの説明があり、委員より、本年4月1日より移転するリサイクル情報センターの駐車場の確保、し尿処理場春木苑の今後の方向性、並びにごみ収集業務の民間委託部分に伴う業務低下を招かない十分な配慮をした管理、監督及び指導方法等について、るる意見・要望等がなされましたが、当局からの詳細な説明を受け、適切妥当とした次第であります

次に、保健医療課部分では、平成21年度より安心・安全な出産のために妊婦健診の公費負担回数を、現行より9回ふやし14回に拡充するための経費等を計上、また保健センターの整備に要する経費についても詳細なる説明を受け、特に保健センターの建設については、今後もよりよい施設とするための十分な検討・協議を図っていくようにとの意見などに対して、当局より、関係機関並びに専門家などとも十分に協議・検討しながら、市民の皆様にとって利便性が図れる施設の建設、完成に向けて取り組んでいきたいとの答弁を了いたしました。

その他、消防本部、市民課、人権同和教育啓発課、社会福祉課、障害福祉課、児童家庭課、高齢者福祉課関係部分については、当局説明を適切妥当と認めましたが、最終的に議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分の採決に当たり、人権同和教育啓発課部分について、一部委員より反対の意思表示がなされ、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第34号別府市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、人権教育、啓発推進を図る拠点施設として、さまざまな人権問題の解決に取り組み、市民を対象とした人権教育及び人権啓発事業を推進する人権啓発センターとすることに伴い、条例を改正しようとするものであるとの当局の説明に対して、委員より、利用状況及び今後の利用率の向上策などについて意見がなされ、今後、多様な事業展開を図ることで利用者の増加に努めていきたいなどの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第47号別府市介護保険条例の一部改正については、平成21年度から平成23年度までの介護保険の保険料率を定めることに伴い条例を改正しようとするものであり、他市に比べ介護保険料率を軽減し、介護保険料の減額を図った経緯等、当局より詳細な説明を受け、これを了とし、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第21号平成21年度別府市老人保健特別会計予算、及び議第22号平成21年度別府市介護保険事業特別会計予算関係部分、及び議第26号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について関係部分、並びに議第43号市有地の貸付けについて、議第44号、議第45号の事務の委託の協議についての以上6件は、いずれも当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第23号平成21年度別府市後期高齢者医療特別会計予算及び議第40号から議第42号までの市有建物の譲与については、一部委員より、後期高齢者医療制度そのものに疑義を感じると同時に、公立保育所の民間移管自体に反対である旨の意思表示がなされ、それぞれ採決の結果、賛成者多数で可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 建設水道委員会委員委員長。

（建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇）

建設水道委員会委員長（市原隆生君） 建設水道委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けました議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分外5件について、3月18日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず都市政策課関係部分については、関の江海岸整備事業を初めとした県施行負担金や上人ヶ浜公園沖の石垣地区第4埠頭整備についての説明がなされましたが、委員より、埋め立てられた土地の利用計画や委託業務のあり方などについて質疑がなされた次第であります。

次に道路河川課関係部分では、現在の経済情勢下での事業費のあり方、また経済対策として事業の前倒しの検討、さらに、関係各課との事業などを行う場合の意思疎通や調整等について、るる質疑や要望がなされました。

次に公園緑地課関係部分では、馬場公園整備及び家畜市場跡地整備について質疑がなされ、当局より、馬場公園整備については、昭和38年に街区公園として都市計画決定された公園であり、平成21年度から3カ年で用地の購入を初めとした整備を行いたい旨、また家畜市場跡地については、平成21年度から2カ年で多目的グラウンドとしての整備をし、平成21年度においては、トイレを設置するなどの説明がなされた次第であります。

次に、建築指導課関係部分での主なものは、指定道路台帳等整備についてであり、建築基準法の改正による閲覧図書指定道路図及び指定道路調書が新たに追加されたことから、2カ年で作成整備する旨等の説明がなされました。

また、このほか建築住宅課関係部分及び下水道課関係部分についても、当局説明がなされた次第であります。

最終的には、議第15号平成21年度別府市一般会計予算関係部分につきましては、都市政策課関係部分及び道路河川課関係部分については、一部委員より反対の意思表示がございましたが、いずれも採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、議第19号平成21年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分についてであります。

道路河川課関係部分では、今までは道路河川課及び下水道課それぞれで整備を行っていた雨水渠を一体的に整備することで、経費の削減及び効率化が図れるものであり、また、下水道認可区域内は起債対象事業となる旨の説明がなされた次第であります。

次に下水道課関係部分では、事業拡大期の事業費の償還が順次終了していることから、公債費が減額となっている等々の当局説明を了とし、議第19号平成21年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第37号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について関係部分では、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、道路河川課関係部分の「別府市道路占用料徴収条例」及び「別府市普通河川取締条例」の一部改正を、また公園緑地課関係部分では、「別府市道路占用料徴収条例」及び「別府市使用料の徴収に関する条例」並びに「別府市都市公園の設置及び管理に関する条例」の一部を改正するものであるとの当局説明に対し、委員より、県下の改正状況などについて質疑がなされました。

最終的に、議第37号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について関係部分については、採決の結果、一部委員より、今回の改正内容については容認できかねるとの意思表

示がなされましたが、いずれも賛成多数で可決すべきものと決したものであります。

次に、議第38号別府市景観条例の一部改正については、景観形成重点地区である鉄輪温泉地区での届け出を要しない行為を定める旨の当局説明がなされました。

これに対し委員より、国際温泉文化都市としての本市の実情を踏まえた景観重点地区の拡大を初め、今後の全体計画を示すよう要望や意見がなされましたが、当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決した次第であります。

次に、議第39号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、市営住宅に暴力団員を入居させないこととするため、「別府市営住宅の設置及び管理に関する条例」及び「別府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」並びに「別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例」及び「別府市営店舗の設置及び管理に関する条例」の一部を改正するものであり、また、政策住宅として位置づけされている「鳴川住宅」の用途を廃止し、さらに、市営店舗の使用料についての減額改定をしようとするものであるとの当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決したものであります。

最後に、議第24号平成21年度別府市水道事業会計予算についてであります。

委員より、施設拡張改良費について質問がなされ、当局より、地方公営企業法に定める耐用年数がすでに経過している温水水源地電気・ポンプ設備の更新及びタタラポンプ場電気・ポンプ設備の更新について各更新工事を行い、さらに、ポンプ能力が認可水量の半分程度であることから、事業実施する必要がある旨等の説明がなされましたが、水道料金収入が減少傾向にある現在では、さらなる経営の改善を求める意見や要望がなされました。

最終的には、議第24号平成21年度別府市水道事業会計予算については、一部委員より、本予算には賛意を示せないとの意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず、議第15号平成21年度別府市一般会計予算に反対であります。

100年に1度と言われる深刻な経済危機の中ですから、新年度予算は当然「不況対策予算」として編成されるべきであります。ところが、さきに議決をした平成20年度補正予算でも、国が第2次補正で実施した「地域活性化・生活対策臨時交付金」で別府市に配分された2億円を、もともと別府市が独自財源で予定していた国有地購入費に充ててしまい、地元には一円も落としました。

また、新年度予算でも、同じく国の第2次補正で別府市に21年度分として4,000万円が配分された「緊急雇用創出事業交付金」は、2,500万円余しか具体化せず、また大分県に48億円が配分されている「ふるさと雇用再生特別交付金」については、一円の要求もありませんでした。さらに、国の「地方交付税1兆円増額」に対応して別府市に配分された2億4,000万円の「地域雇用創出推進費」についても、わざわざ総務省から「21年度と22年度の2年限りの措置だから全額を基金に積んで、使途が地域住民に明らかになるような使い方をしてほしい」との文書が来ているにもかかわらず、別府市はこの国の助言を無視し、基金には積みませんでした。

ハローワーク別府には、1月末段階でも5,361人もの方が仕事を求めて押しかけて

います。また報道によれば、1月から2月にかけて別府商工会議所と別府市が共同で企業景況調査を実施し、深刻な先行き不安の声が数多く寄せられていたというではありませんか。このような市民の悲鳴にこたえて、本来なら国の対策に加えて市独自の不況対策、雇用対策を新年度予算に盛り込むべきだったのであります。

今議会の質問でも紹介したことですが、平成14年度予算編成に当たり井上・前市長は、「市内中小業者の受注機会をふやすため」と言って、道路維持費を前年の2億8,000万円から4億円にふやしたのです。ところが浜田市長は、昨年度でもわずか1億8,000万円しかなかった道路維持費を、さらに減額しております。これら一連の事実は、新年度予算案が未曾有の経済危機に対応したものにはなっていないということを物語っております。

また新年度予算には、従来から我が党が指摘してきた諸問題が未解決のまま含まれております。同和団体への不公平な補助金や船の来ない港づくりなどの海岸整備事業、国直轄事業への地元負担金などに反対であります。

次に、議第23号平成21年度別府市後期高齢者医療制度特別会計予算に反対です。この制度は、年齢で差別をする世界に例のないものであり、廃止しかありません。

次に、議第24号平成21年度別府市水道事業会計予算についてです。

水道会計は、独立採算を原則にしておりますが、水道料金で賄うことが適切でない事業費については、一般会計で負担することを国も繰り返し基準を示して認めています。ところが別府市では、この制度をほとんど活用せず、事業費のほぼ全額を水道料金に転嫁する予算になっており、反対であります。

次に、議第37号別府市道路占有料徴収条例等の一部改正について反対です。

これにより、市は約2,800万円の収入減となります。地価下落を理由にしておりますが、電気事業を独占している九州電力の社会的責任として当然負担すべきと考えます。

最後に、議第40号、41号、42号、これらは公立保育所を民営化し、公的責任を後退させるものであり、反対を表明して、反対討論を終わります。（拍手）

（26番・泉 武弘君登壇）

26番（泉 武弘君） 私は、平成21年度予算のうち、議第15号一般会計予算、議第16号国民健康保険事業特別会計予算、議第17号競輪事業特別会計予算、議第19号公共下水道事業特別会計予算、議第20号地方卸売市場事業特別会計予算、議第22号介護保険事業特別会計予算の各厚生会負担予算部分、議第24号水道事業会計の厚生会負担予算、合計1,520万3,000円、及び水道事業会計の企業手当953万4,000円、旧南小学校跡地に要する経費、PFIアドバイザー業務委託料2,772万円、議第27号職員の給与に関する条例の一部改正についての以上10件について、反対の討論をします。

最初に、職員厚生会への負担金について討論をします。

全国的に生産の縮小、社員の解雇や派遣社員の雇いどめが続いています。これまで、国民は経験をしたことがないほどの厳しい状況に立たされています。別府市でもこの影響を受けて、21年度予算の歳入減少が顕著になっています。また、危惧される基金の枯渇年次も早まることが予想されています。

このような財政状況の中で厚生会に1,500万円の負担金を出すことは、到底市民の理解を得ることはできません。私も議員になって26年を過ぎようとしていますが、このような不思議な予算を見るのは初めてです。1,500万円の負担金が厚生会のどのような事業に使われるのか、議会に示されていません。厚生会の理事会は、議会の後に開かれ、正式に予算が決まるそうです。この問題について、予算措置は条例に基づくものとの説明がありました。しかし、市長は、「厚生事業について抜本的に見直し、市民の理解を得ら

れるようにする」と議会で答弁しています。職員が旅行、レストランやホテルでの飲食、ボーリング大会に税金を使うことを、どのように見直したのでしょうか。全国的に厚生事業の見直しが進んでおり、公費負担は確実に削減の方向に進んでいます。

総務省の統計によれば、平成18年度から19年度にかけて公費負担の見直しをした市区町村は1,287団体です。その中で19年度までに公費負担を廃止したのは339団体となっています。市区町村の公費支出額を見ると、16年度と19年度の対比では実に63%の減少となっています。平成19年度までに市長部局における公費負担を全廃した都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、新潟県、長野県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、指定都市では大阪市となっています。この統計は19年度分で、その後公費負担の廃止や減額をした県や市町村がさらにふえていることは確実です。県下でも姫島村は厚生会の負担金は最初からありません。津久見市は、すでに公費負担を廃止しています。別府市の厚生会負担金は、極めて特殊な例と言えます。旅行や飲食に使うことを前提に予算を計上、旅行や飲食に使うことを知りながら認める議会、このような予算を認めれば、議会に対する市民の批判は、さらに厳しさを増してきます。

議員の皆さんにお聞きします。皆さんは、地方公務員法42条の厚生福利制度をどのように解釈されているのでしょうか。また、逐条解説で示されている福利厚生事業についてどのように受けとめているのでしょうか。また、議員の皆さんは、職員厚生会の予算書や決算書に目を通したことがあるのでしょうか。職員の旅行、ホテルやレストランでの飲食、ボーリング大会の経費は、市民の税金が原資となっています。年金で生活している方や母子家庭や父子家庭の方、病気で入院をしている方、職を探している方、障がいを持っている方々などに納めていただいた税金から厚生会に負担をしているのです。

議員の皆さんに、お聞きしたい。なぜ市民が税金で、職員のために旅行や飲食の提供をしなければならないのでしょうか。福利厚生制度は、あくまでも地方自治体の努力義務と位置づけられているのです。このような予算には、賛成することができません。大変残念ですが、皆さんとは厚生事業に対する基本的な考えが違うことは確実です。市長の厚生事業に対する方針や議会の議決に対して、その是非を直接市民にお聞きしたいと思っています。今後は、そのことに全力で取り組むことを表明しておきます。

次に、アドバイザー業務委託料について反対する理由を述べます。

この予算は、旧南小学校跡地のアドバイザー業務委託料と説明がありました。しかし、1月25日の総務文教委員会に配付した資料で、次のような説明をしています。旧南小学校跡地活用整備計画は、既存の公共施設と学校跡地を一体的に活用する。既存公共施設の整備計画方針では、南部振興ビルに教育委員会を移転整備し、南部地区の活性化を図る。教育委員会には総合教育センターを移転し整備を図る。市営松原住宅1階部分に南部出張所、地域交流センターとして活用整備を図る。南部児童館に男女共同参画センターの整備を図るとしています。

以上のことからもおわかりのように、南小学校跡地の活用は、既存施設の利用計画と一体となっています。この整備計画の問題点は、教育委員会を南部振興計画に取り込んでいることと、それに関連する既存施設の利用について関係機関との協議がなされていないことです。教育委員会の移転について、これまでどのような協議があったのでしょうか。

御存じのように教育委員会は、執行権も持つ独立した機関です。また図書館は、教育委員会の所管に属する組織です。教育委員会を移転させてまで南部地区の活性化を進める計画ですが、教育委員会は別府市全体の教育行政の中核機関なのです。どんな角度から見ても、教育委員会を南部に移転しなければならない理由が存在しません。果たして、計画のように教育委員会を移転することが、南部振興につながるのでしょうか。今までどのよう

な協議を重ね、どのような結論に達したのでしょうか。いまだに教育委員会とは正式な協議がないまま、計画だけが進められているのです。この事実はまさに越権行為で、教育委員会の主体性を損なう行為です。計画の実行性に大きな疑問を抱かずにはおれません。また、事業費や財源確保についてもあいまいにしたままです。このようなずさんな計画には賛成できません。

議第27号は、地域手当の率及び住居手当を改定するものです。持ち家の住居手当の基礎額3,000円を3,600円に増額するものです。年間348万4,800円の予算が計上されています。市民の年間平均所得は210万円しかない状況の中で、公務員だけ特別に手当を増額することは許されません。よって、住居手当の増額に反対をします。

また、水道局の企業手当953万4,000円。水道局に勤務するだけで手当がもらえる。これは、市民のだれが考えても理解できることではありません。よって、反対をします。

以上で、私の討論を終わります。

議長（山本一成君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

初めに、議第15号平成21年度別府市一般会計予算に対する総務文教委員会委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号平成21年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第17号平成21年度別府市競輪事業特別会計予算、議第19号平成21年度別府市公共下水道事業特別会計予算、及び議第20号平成21年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、並びに議第22号平成21年度別府市介護保険事業特別会計予算、以上5件に対する総務文教委員会委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。以上5件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、以上5件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号平成21年度別府市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号平成21年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第37号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正についてに対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号市有建物の譲与についてから、議第42号市有建物の譲与についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。以上3件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山本一成君） 起立多数であります。

よって、以上3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号平成21年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第21号平成21年度別府市老人保健特別会計予算、議第25号別府市個人情報保護条例の一部改正について、議第26号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議第28号別府市税条例の一部改正についてから、議第36号別府市別府勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、議第38号別府市景観条例の一部改正について、議第39号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、及び議第43号市有地の貸付けについてから、議第45号事務の委託の協議についてまで、並びに議第47号別府市介護保険条例の一部改正について、以上19件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上19件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上19件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第2により、所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付しております「継続調査事項申出一覧」のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行いたい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中も引き続き所管事務調査を行うことに決定をいたしました。

次に日程第3により、議第48号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第48号は、人権擁護委員として井上泰行氏を推薦いたしましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。何とぞ、よろしくお願いいたします。

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第48号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、議第48号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に日程第4により、報告第1号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出について、及び報告第2号市長専決処分について、以上2件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

副市長（松丸幸太郎君） 御報告いたします。

報告第1号は、市が出資しています別府市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

同公社の平成21年度の事業は、公有地処分事業及び土地造成処分事業として別府リサーチヒル用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第2号は、公用車による交通事故2件の和解及び損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上2件について、御報告いたします。

議長（山本一成君） 以上で、当局の説明は終わりました。

ただいまの報告事項について質疑のある方は、発言を許可いたします。

26番（泉 武弘君） 後の日程も詰まっているようですから、簡潔にお尋ねします。

公有地拡大推進法に基づく先行取得事業として、現在残っているのが同和対策事業用地、それからリサーチヒルの土地造成事業の分が残っていますが、これについては、いつごろ別府市が買い取りをするのか、それを明確に御答弁ください。

政策推進課長（梅木 武君） リサーチヒルともう1件について、いつごろ引き取りするのかという御質問でございますけれども、同和対策用地につきましては、今回条例を改正した経緯もございますので、金額的にいってもかなり来年、再来年度あたりで引き取り、財政事情もありますけれども、担当課と協議の上、引き取りができるのかなと考えております。

片一方のリサーチヒルは、今ちょっと簿価上ではかなりの金額ですので、今後、財政状況をにらみつつ担当課と協議。結論から言いますと、できるものから引き取りの方向で考えていきたいと考えております。

26番（泉 武弘君） 市長、目を開けてください。私たちが議員になる前に先行取得した旧鶴見園用地、これは51年ですね。同和対策事業用地は昭和52年、私が出る前な

のですね。それから日豊本線関連用地、昭和53年です。石垣第2土地区画整理事業用地が昭和60年、リサーチヒルが平成4年です。これは議会で厳しく、「買い取るべきだ」という指摘をしてお願いをしてきました。これは浜田市長になってから16年にほとんど別府市が買い取りをしています。ただ、これは僕は市民に申しわけないと思うのですが、旧鶴見園用地、51年4月に土地を先行取得しています。土地の取得原価が10億なのです、土地を買ったときの値段が10億。支払った金利が9億6,000万。こんなばかげた財政運営をしてきたということは、これはもう不明を市民におわびする以外に方法はないのですね。

今問題になっている同和対策事業用地は、52年ですね。52年に1億5,000万円で買収したものに、今支払い金利が6,400万支払っている。半分近く金利を払っているんですね。それで、日豊本線関連用地は53年ですが、3億7,000万で買ったものに3億6,000万の金利を払っている。石垣第2土地区画整理事業は60年ですけれども、2億8,000万に対して2億の金利を払っている。これは、私も市民に本当に申しわけないな。これだけ全く正当性のない金利を払ってきてしまった、こういう本当に申しわけないという気持ちがいっぱいですが、今残っていますリサーチヒルの造成事業ですね。これは当初13億3,000万ですね。これが、エプソンに売った残りが現在残って、借入金の残高が7億2,000万残っている。それで今まで払った金利が2億9,000万ですね。毎年確実に売れなければ1,000万の金利負担がずっと累積していくわけです。

どうでしょうね、もう簿価を割ってでも買い取らなければ、いろんな金利負担だけがふえていくということですが、市長の考えはいかがでしょうか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

ただいま御指摘の点は、土地開発公社の理事会の中にもたびたび御指摘をいただいております。私もその点につきましては、金利の問題、市民に本当に申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。できるだけ財政事情が許す限り、早い時期に買い取る方向で頑張っていきたい、このように思っております。

26番（泉 武弘君） それからもう1点、土地開発公社。公拡法2条4項だったと思うのですが、先行取得が対象になって土地開発公社があるわけですが、これもやっぱり今回買い上げたら廃止すべき組織の一つだ、こういうふうに私は考えています。これについても十分検討していただきたいということと、あえてこの機会にリサーチヒルの簿価を割ってもという指摘をしましたけれども、現在大変な御努力をされておまして、大変明るいニュースが入ってくるのではないかと期待感を持っています。ここで議会で造成原価とか借入金利に固執して売却値を決めると、未来永劫にあの土地は残ってしまうのではないかと。金利負担だけがずっといくということですから、そこは英断を持って議会に、もしそれが成就するという事になれば、ぜひとも英断を持って提案をしていただきたい、こう願って質疑を終わります。

議長（山本一成君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上2件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了解をお願いいたします。

次に日程第5により、議員提出議案第1号障害者自立支援法の見直しを求める意見書、及び議員提出議案第2号「緑の社会」への構造改革を求める意見書の、以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・荒金卓雄君登壇）

4番（荒金卓雄君） 議員提出議案第1号に関しては、お手元の意見書を読み上げて提案理由の説明といたします。

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなど緊急措置も取られてきたところである。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や介護保険制度との関連、利用者負担の在り方などが議論されていると理解している。

については、自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障害者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、以下の点について適切な見直しを行われるよう強く要請します。

記

- 1 障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としての在るべき仕組みを検討すること。
- 2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を十分に踏まえ、新たな利用者負担の考え方に基つき法の規定を見直すこと。
- 3 新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。
- 4 障がい者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。
- 5 地域生活支援事業について、障がい者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。
- 6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

別府市議会

厚生労働大臣 殿

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（山本一成君） 次に、議員提出議案第2号について、提出者から提案理由の説明

を求めます。

(1 番・穴井宏二君登壇)

1 番 (穴井宏二君) 議員提出議案第 2 号つきましては、お手元の意見書を読み上げて提案理由の説明といたします。

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

100年に一度と言われる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出をめざす、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めています。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだといえます。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長のけん引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手しました。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを活かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されています。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要です。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきです。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えます。

よって、政府におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、下記の項目を実現するよう要望いたします。

記

- 1 日本の誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
 - 2 2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの1次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取り組みをすること。
 - 3 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
 - 4 省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること。
 - 5 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。さらに、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。
 - 6 バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオスタウン300地区を早期に実現すること。
 - 7 エコ・ポイント事業(温暖化対策行動等に対してポイントを発行するもの)を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

環境大臣 殿

議員の皆様のご賛同を、お願いいたします。(拍手)

議長（山本一成君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6により、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出についてを議題といたします。

この広域連合議会議員につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、本市議会の議員から2名を選挙により選出することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に、

1 番 穴 井 宏 二 君

3 番 原 田 孝 司 君

以上の2名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました2名の方々を、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名をいたしました方々が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。

次に日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

議長（山本一成君） 再開いたします。

先ほど、副議長・萩野忠好君から、私あてに副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

萩野忠好君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、萩野忠好君の副議長辞職を許可することに決定をいたしました。

（萩野忠好君、入場）

ただいま、副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

（投票箱設置）

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（山本一成君） ただいまの出席議員は、29名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（山本一成君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本一成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(山本一成君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(山本一成君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本一成君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(山本一成君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番原田孝司君及び13番黒木愛一郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(山本一成君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票数29票であります。有効投票中、

9番 国実久夫君 26票

18番 野田紀子君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、8票であります。

よって、国実久夫君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました国実久夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

(拍手)

議長(山本一成君) それでは新旧副議長より、それぞれ退任と就任のごあいさつをお願いいたします。

(新旧副議長あいさつ)

旧副議長(萩野忠好君) それでは、ごあいさつをさせていただきます。

私、萩野忠好は、本日をもちまして別府市議会副議長を退任することになりました。山本議長の御指導のもと、一生懸命に私なりに頑張ってきました。今日まで大過なく過ごしたのは、本日、皆様方の議員各位、そしてまた浜田市長初め別府市の職員の皆様方の温かい御支援と御協力によりまして、今日まで無事にまいりました。本当に心から感謝とお礼を申し上げます。また、あわせて別府市民の方々からいろいろな叱咤激励をいただきましたので、これについても深く感謝申し上げるところであります。

これを機に、また新しい自分の気持ちを持って議員活動に専念してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方の御協力を賜りますよう、よろしく御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。私の退任のあいさつといたします。本当にありがとうございました。(拍手)

新副議長(国実久夫君) ただいま、副議長に御推挙いただきまして、ありがとうございます。議長とともに別府市勢発展に全力を尽くして頑張りたいと思います。議員の副代表として恥じないように頑張ります。

また、執行部、浜田市長ほか皆様方と切磋琢磨して別府市勢の発展に職務、全力で尽くす覚悟でありますので、今後とも御指導・御鞭撻をよろしく申し上げます。

本日は、ありがとうございました。(拍手)

〔市長あいさつ〕

議長（山本一成君） 市長よりごあいさつがありますので、お願いをいたします。

（市長・浜田 博君、フロアに立つ）

市長（浜田 博君） 一言お礼とお祝いを申し上げたいと思います。

萩野副議長さんにおかれましては、昨年3月の定例議会から、山本議長を補佐されながら、別府市勢の発展と、また市民福祉の向上に多大なお力添えをいただきました。行政を代表し、この場をお借りいたしまして、厚く感謝を申し上げたいと思います。今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、ただいま大多数の皆様方の御支持により新副議長に就任されました国実議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますように心からお願いをし、あいさつといたしたいと思います。

お祝いのあいさつにかえます。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本一成君） 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

副議長（国実久夫君）再開いたします。

ただいま、議長・山本一成君から、私あてに議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（国実久夫君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

山本一成君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（国実久夫君） 御異議なしと認めます。

よって、山本一成君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

（山本一成君、入場）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（国実久夫君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

（投票箱設置）

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

副議長（国実久夫君） ただいまの出席議員は、29人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

副議長（国実久夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（国実久夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

副議長（国実久夫君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票をお願いします。

（投票）

副議長（国実久夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（国実久夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

副議長（国実久夫君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番市原隆生君及び12番吉富英三郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

副議長（国実久夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票29票、無効投票なし。有効投票中、

17番 野口哲男君 26票

14番 平野文活君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、8票であります。よって、野口哲男君が議長に当選されました。（拍手）

ただいま、議長に当選されました野口哲男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

副議長（国実久夫君） ここで、新旧議長より、それぞれごあいさつをお願いいたします。

（新旧議長あいさつ）

旧議長（山本一成君） 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

議長就任以来約2年間、議員の皆さん方、また執行部の皆さん方、市職員の皆さん方、本当に大変お世話になりました。ありがとうございました。

この2年間、大げさに言うならば私の人生の中で最も忙しくて、最も充実した時期であったかな、このように思っています。第1回の「水サミット」がありましたし、昨年は2巡目国体がございました。こういった時期に議長をさせていただきますで大変幸運だな、このように思っております。特に天皇陛下初め皇室の皆さん方と近い距離で拝謁ができました。その中でも特に皇太子殿下とは、この国会棟におきまして、「水サミット」のときに昼食も一緒にとらせていただきました。日本人として大変光栄に思っておりますし、私の一生の思い出に残ることだというふうに思っております。

そういった忙しい中でございますが、先輩議員初め同僚議員、そして執行部の御協力をいただきながら、私なりに議会の活性化、それから議会改革を進めることができました。本当にありがとうございました。微力ではございますが、市勢発展に少しでも貢献できた

かなと今思っているところでございます。

議長を退任した後は、少し自分の時間をつくりながら、この貴重な経験を生かしてさらなる議会の活性化と市勢発展に尽くしていきたい、このように思っている次第でございます。

終わりにになりましたが、議員の皆さん方、浜田市長初め執行部の皆さん、全職員の皆さん方に、それとこの2年間応援をしていただいた多くの方々に感謝を申し上げ、退任のあいさつとします。ありがとうございます。（拍手）

新議長（野口哲男君） ただいま、議長に選出をしていただきました野口でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

今、全国的に議会改革、地方自治分権改革というものが推進をされております。当別府市におきましても、行財政・議会改革等推進特別委員会が設置されました。私どもは、市長と同じように市民から直接選出された二元代表制による議員でございます。そういう中で、これから議会改革に当たりましては、ますます議員の資質の向上はもちろんのこと、皆様方の一致団結した議員同士の議論も必要になってくるし、それからまた議会基本条例の制定等も視野に入れながら議会改革に取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。そういう意味で、本当に浅学非才、議会の運営にも精通しておりませんが、行政との連携も含めながら、そしてまたチェック・アンド・バランス、これからますます皆様方の御指導・御鞭撻をいただくことになろうと思っております。

どうぞ、御協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

〔市長あいさつ〕

副議長（国実久夫君） 市長よりごあいさつがありますので、お願いいたします。

（市長・浜田 博君、フロアに立つ）

市長（浜田 博君） では、行政を代表いたしまして、一言お礼とお喜びを申し上げます。

山本市議会議長さんにおかれましては、平成19年5月に開催されました第1回の別府市議会臨時会において市議会議長に就任されて以来、今日までの1年11カ月にわたり、別府市勢の発展と、地域住民の福祉向上に多大なお力添えをいただきました。そのことに対し、行政を代表して厚く感謝とお礼を申し上げます。

多くを語れば、多くの思い出がたくさんあります。しかし、もう本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層の御尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。本当に、ありがとうございました。

また、ただいま大多数の議員の皆様方の御支持により新しい市議会議長に就任されました野口議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただきますよう、またあわせて市勢の発展並びに住民福祉の向上にお力添えをいただきますことを心からお願いを申し上げます。お祝いのあいさつと、またお礼のあいさつにかえさせていただきます。

本当に、ありがとうございました。（拍手）

副議長（国実久夫君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

議長（野口哲男君） 再開いたします。

ここで、3月26日付をもって退任されます松丸副市長さんに対し、市議会を代表して私から一言お礼を申し上げます。

松丸副市長さんにおかれましては、平成19年6月26日就任以来、今日までさまざま

な御苦労があったものと推察いたします。これまで、市の懸案事項等について昼夜を分かたず奔走され、円満解決に向け全身全霊を注ぎ、並々ならぬ御努力をしていただきましたことに対しまして、衷心より感謝を申し上げます。またこの間、浜田市長が提唱する「ONSENツーリズム」の推進に御尽力いただくとともに、市職員の指導・育成に努められ、副市長としての重責を存分に果たされましたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

今議会を最後に別府市行政から退かれますが、今後においても市勢発展のため御指導賜りますようお願いを申し上げますとともに、なお一層の御活躍をいただきますよう祈念し、意は尽くせませんが、お礼の言葉にかえさせていただきます。

それでは、今議会をもって退任されます松丸副市長さんから、あいさつをいたしたい旨の申し出がありますので、お願いいたします。

〔副市長・松丸幸太郎君 退任あいさつ〕

副市長（松丸幸太郎君） ただいま、議長より過分なるねぎらいのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。一言、退任のあいさつを申し上げます。

私、このたび、3月26日をもちまして副市長を退任させていただき、県に復帰することになりました。平成19年6月26日から1年9カ月という短い期間でございましたが、副市長を務めさせていただきました。議員の皆様方には、大変お世話になりました。深く感謝いたします。

私にとりまして、日本一の観光都市であり温泉都市であります、ふるさと別府市で仕事をさせていただきましたことは、身に余る光栄でございました。別府市は、日本一の温泉や海と山と湯けむりの景観など豊かな資源を持っておられます。関係者の皆様方が力を一つに合わせられ、この資源を生かして、別府市がさらなる発展を遂げられますことを念願いたしております。

最後になりましたが、別府市議会の今後ますますの御発展と、議員の皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございました。（拍手）

議長（野口哲男君） 次に、3月31日をもって退職されます松岡水道局長さんに対しまして、市議会を代表して一言お礼を申し上げます。

松岡水道局長さんにおかれましては、建築住宅課長を初めとして、平成18年3月まで建設部の要職を務められる中で、数多くの難題に直面されたことと思いますが、そのたびに市職員の先頭に立ち、その解決に御尽力いただいたことに対し敬意を表する次第であります。

また、平成18年4月からは、現在の水道企業管理者として水道企業経営に携わり、議会からの厳しい指摘にも真撃に対応されてこられました姿勢は、評価に値するものと思料するところであります。この間の御苦労に対し衷心より感謝を申し上げますとともに、退職後におかれましては、これまで培われてこられました豊富な経験をもとに市行政への御助言・御示唆をいただきますれば幸いに存じます。

最後に、これからもなお一層の御多幸と御健康を御祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

それでは、このたび退職されます松岡水道局長さんから、あいさつをいたしたい旨の申し出がありますので、お願いいたします。

〔水道局長・松岡真一君 退任あいさつ〕

水道局長（松岡真一君） 私、松岡真一、このたび3月31日をもちまして、別府市企業管理者、別府市水道局長を退任することになりました。

ただいま、過分なお言葉をいただきました。一言、退任のあいさつをいたしたいと思

ます。

水道企業、この根幹をなします経済性を発揮しながら、そして福祉の増進の尽くしていくということで、私は今まで、現下のこの厳しい経済状況の中、そして水道施設が老朽化していく中、そしていろんな難題があります中で、私なりに全力で頑張らせていただいたというふうに思っております。

一言で申しますと、曲がりくねった道、それから高低差の大きな道、中には石もあったようにありますけれども、この中を私は全力で走ってきたという感慨に今浸っておるところでございますが、おかげをもちまして、12万有余の別府市民のため、それから観光客の皆様のためにこの3年間、24時間安心・安定の水を送り続けることができました。これはひとえに前議長さん・山本議長さんを初め議員の皆様方、皆様方の御支援と御協力と、そして御指導・御鞭撻があったおかげというふうに考えておるところでございます。

私、退任いたしまして、一市民となるところでございますが、議員の皆様方が今後活躍をされる中で水道局の新しい水道局長、それから浜田市政のもとで、そして新しい野口議長さんのもとで、今後とも水道を温かく見守りながら、そして御指導・御鞭撻をいただければというふうに考えておるところでございます。

終わりにになりましたけれども、皆様方が本当に心から皆様方の御健康に留意をされまして、そして御活躍をされまして、もってこの国際観光温泉文化都市別府が、日本一の温泉都市として、そして何よりもまず住んでよし、訪れてよしのまちとして、今後ますます発展しますこと、そしてこの別府市議会がますます発展をしますことを御祈念申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の退任のあいさつとさせていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。（拍手）

議長（野口哲男君） 引き続き、議事を続行いたします。

次に日程第8により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

- | | |
|-----|--------|
| 2番 | 加藤信康君 |
| 6番 | 乙咩千代子君 |
| 8番 | 市原隆生君 |
| 11番 | 猿渡久子君 |
| 12番 | 吉富英三郎君 |
| 21番 | 清成宣明君 |
| 23番 | 三ヶ尻正友君 |
| 28番 | 浜野弘君 |

以上8名の方々を指名いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上8名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後0時20分 再開

議長（野口哲男君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・三ヶ尻正友君登壇）

議会運営委員会委員長（三ヶ尻正友君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催い

たしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いました。委員長には私、三ヶ尻正友が、副委員長には吉富英三郎君が選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中もさらに引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

議長（野口哲男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成21年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成21年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午後0時25分 閉会